

お子さま税の わが国での状況

アメリカでのことですが、レーガン政権の下、多額の配当や利子などを受け取る投資家が、高い税率の適用を回避するため、所得のない自分の子供に投資所得をつかえて確定申告していました。こうした問題に対処するため、14歳以下の子供の場合は、親の所得だと扱って、親の税率（実際に課せられている累進税率の高い部分の税率）で課税することにしました。納税者は子供です。このルールがお子さま税です。2005年に17歳に、2007年に19歳に子供の範囲が拡充しています。

日本では、仮に親の投資所得を子供の名義につかえた場合、原則としては財産の贈与への課税があるべきで

すが、その捕捉が困難という現実的前提においては、実質所得者課税の原則により、その投資所得は親の所得とみなされ、課税されることになります。贈与課税なしには、納税義務は子供に移転しません。

税率は当然に親の税率になりますから、この部分はアメリカと同じです。ただし、利子については源泉分離課税となっており、配当については申告不要の選択が可能なので、現実的には名義の異動は税額に影響を及ぼさないことが多い、と言えそうです。

親の預金ではあるが、名義を子供に変更したという場合、これを名義預金といいます。名義預金に対しては贈与課税をするというのが原則

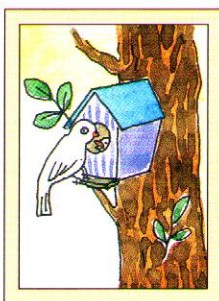
ですが、捕捉が困難なため、名義変更時課税ではなく、捕捉時課税が課税執行のルールになっています。そのため、相続税の対象となる財産の範囲を確定するときには必ず、子供や配偶者の名義となっている預貯金は名義預金なのではないかとの疑問の下でチェックされます。

預貯金とは異なり、不動産や株式などについては、名義変更の事実の捕捉が容易なので、原則通り名義変更をもって贈与課税時期とする課税執行のルールとなっています。贈与の意思がないのにも拘わらず、不動産の登記名義を子供にした場合には、速やかに真実の所有者に名義変更しない限り、贈与課税は避けられません。したがって、相続時に名義不動産とか名義株式というチェックはありません。名義者イコール真の所有者との扱いが原則となります。

彼岸も過ぎ、朝日に匂う桜の季節となりました。「咲いた桜になぜ駒つなぐ、駒がいさめば花が散る」と里謡にあります。桜の下を駆け抜けていく牝馬の雄姿は、阪神競馬場の桜花賞。春の風物詩です。

4月は学校も新学期。官公庁も新年度のスタート、改正税法も4月から適用ですが、適用時期が異なるものもあり、注意が必要です。

4日清明、20日穀雨。



汝は生命を愛するか、
しからは時間を浪費するな。
時間こそ
生命を作りあげている材料ではないか。

(アメリカの政治家 フランクリン)

4月の税務メモ

(国 税)		(地方税)
○ 3月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)	10日	○ 3月分個人住民税特別徴収分の納付
○ 2月決算法人の確定申告	15日	○ 給与支払報告書の異動の届出
○ 8月決算法人の中間(予定)申告	30日	○ 2月決算法人の確定申告
	"	○ 8月決算法人の中間(予定)申告
	"	○ 非課税法人の住民税均等割の申告
	"	○ 軽自動車税の納付
	(地方条例による)	○ 固定資産税、都市計画税の納付
		○ 固定資産税課税台帳の縦覧期間(1日から)

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。